平成 24 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名　株式会社フォンツ・ホールディングス
代表者名　代表取締役社長　小野間　史敏
（JASDAQ コード：3350）
問合せ先　ＩＲ/広報担当　　丹藤　昌彦
（050－5808－5551）

株式分割、単元株制度の採用及び発行可能株式総数の変更並びに定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。また、平成 24 年 11 月 29 日開催予定の第 14 期定時株主総会及び当日開催予定の種類株主総会に、下記１．発行可能株式総数並びに発行可能種類株式総数の変更に伴う【定款の一部変更の件（１）】、２．株式分割、単元株制度の採用に伴う【定款の一部変更の件（２）】のとおり「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

記

１．発行可能株式総数並びに発行可能種類株式総数の変更

【定款の一部変更の件（１）】

（１）発行可能株式総数並びに発行可能種類株式総数の変更の理由

今後の新株発行による機動的かつ柔軟な資本政策の実現を可能とするとともに、現存するＡ種優先株式が今後普通株式に転換された場合に備え、発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を拡幅させることを目的として、当社定款の一部変更を次の要領で変更することにつきご承認をお願いするものであります。

（２）変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（変更箇所は下線部で表示）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、550,000 株とし、普通株式総数の発行可能種類株式総数は 350,000 株、Ａ種優先株式の発行可能種類株式総数は 350,000 株とする。	（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、700,000 株とし、普通株式総数の発行可能種類株式総数は 500,000 株、Ａ種優先株式の発行可能種類株式総数は 350,000 株とする。

（３）発行可能株式総数並びに発行可能種類株式総数の変更の日程

・取締役会決議日　　平成 24 年 10 月 30 日

・定時株主総会決議日　　平成 24 年 11 月 29 日（予定）

・発行可能株式総数の変更の効力発生日　　平成 25 年３月１日

２．株式分割、単元株制度の採用及び定款一部変更の目的

【定款の一部変更の件（２）】

（１）株式分割、単元株制度の採用の理由

平成 19 年 11 月 27 日に、単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、株式の分割の実施及び単元株制度の採用にかかる所要の変更を次のとおり行うものであります。

また、株式の分割につきましては、本株主総会で単元株制度の採用及び発行可能株式総数の変更等の定款の一部変更が承認されることを条件として、平成 25 年３月１日をもって、当社普通株式及びＡ種優先株式１株を 100 株に分割することを、平成 24 年 10 月 30 日開催の取締役会において決議しております。

なお、本議案の付議につきましては、上記（定款の一部変更（１））議案が承認可決されることを条件といたします。

①株式の分割の実施及び単元株制度の採用

②単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を限定するための規定の制定

③単元未満株式を有する株主様の株式売買の利便性を高めることを目的として、単元未満株式の買い増し制度にかかる規定の制定

（２）株式分割

①分割の方法

平成 25 年２月 28 日（木曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式及びＡ種優先株式を１株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

平成 25 年２月 28 日（木曜日）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

・株式分割実施前の発行済株式の総数　　277,894 株
・株式分割により増加する株式数　　27,511,506 株
・株式分割実施後の発行済株式の総数　　27,789,400 株
・株式分割実施後の発行可能株式の総数　70,000,000 株
・普通株式の発行可能株式総数　　50,000,000 株
・Ａ種優先株式の発行可能株式の総数　　35,000,000 株

参考

（普通株式）

・株式分割実施前の発行済株式の総数　　162,473 株
・株式分割により増加する株式数　　16,084,827 株
・株式分割実施後の発行済株式の総数　　16,247,300 株

（Ａ種優先株式）

・株式分割実施前の発行済株式の総数　　115,421 株
・株式分割により増加する株式数　　11,426,679 株
・株式分割実施後の発行済株式の総数　　11,542,100 株

③分割の日程

・基準日公告日　　平成 25 年２月 12 日（火曜日）
・基準日　　平成 25 年２月 28 日（木曜日）
・効力発生日　　平成 25 年３月１日　（金曜日）

④資本金の額の変更

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

⑤新株予約権行使額の調整

当社は、平成 24 年 10 月 30 日現在、株式分割にともない行使価額の調整を要する新株予約権は発行しておりません。

（３）単元株制度の採用

①新設する単元株式の株

上記、「（２）株式分割」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

②新設の日程

効力発生日　平成25年３月１日（金曜日）

（４）定款の一部変更

変更の内容は以下のとおりです。

（変更箇所は下線部で表示）

前記定款変更後の定款	変更案
（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 第６条 当会社の発行可能株式総数は、700,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は500,000株、Ａ種優先株式の発行可能種類株式総数は350,000株とする。	（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 第６条 当会社の発行可能株式総数は、70,000,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は50,000,000株、Ａ種優先株式の発行可能種類株式総数は35,000,000株とする。
（新設）	（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。
（新設）	（単元未満株式についての権利） 第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ①会社法第189条第２項各号に掲げる権利 ②会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 ④次条に定める請求をする権利
（新設）	（単元未満株式の買増し） 第10条　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数にあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第８条～第44条（条文省略）	第11条～第47条（現行どおり）
（新設）	附則

	第１条　第６条の変更並びに第８条、第９条及び第 10 条の新設の効力発生日は平成 25 年３月１日とする。 ２．　本附則は、前項の効力発生日をもって削除されるものとする。

３．日程

（１）定款変更のための定時株主総会開催日　　平成 24 年 11 月 29 日（予定）
（２）定款の一部変更（１）効力発生日　　平成 25 年３月１日（予定）
（３）定款の一部変更（２）効力発生日　　平成 25 年３月１日（予定）
（発行可能株式総数および単元株式数の変更）

※参考

当会社は、残余財産の分配をするときの、Ａ種優先株式１株につき支払う金額は 1,775 円から 17 円 75 銭となります。

以上